

《施設の概要》

種 別	幼保連携型認定こども園
名 称	養父市立三谷こども園
所 在 地	兵庫県養父市三谷35-1
連 絡 先	電話：079-666-0403 FAX：079-666-0403
施 設 長	田村 由香（令和8年2月1日現在）

1. 利用定員（令和8年2月1日）

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号			1人		1人		2人
2・3号		2人	5人	5人	5人	7人	24人
合計		2人	6人	5人	6人	7人	26人

※利用定員は、年度ごとに見直し、変更することがあります。

2. 職員の状況（令和8年2月1日現在）

職 種	常勤	非常勤	内 容
施設長（園長）	1人		園の総括を担当
福主幹保育教諭	1人		園長を補佐し、保育教諭等の指導を担当、保育教諭を兼務
保育教諭（士）	5人	4人	クラス担任や特別保育事業などの担当として、教育・保育を実施
		4人	早朝・延長保育担当
看護師	2人		医療的ケア児を担当
調理員	1人	2人	給食や手作りおやつの調理、食育等を担当
園医・薬剤師		3人	内科医（1）・歯科医（1）・薬剤師（1）を委嘱し、園児の健康診断や環境調査等を実施
保育補助			保育の実施に必要な雑務等、保育教諭の補助を担当
園務員			園の運営に必要な事務や雑務等を担当

※職員数は、園児の状況により変更することがあります。

※各クラスを担当する職員の配置基準は次のとおりです。（令和6年4月施行）

- 0歳児 園児 3人：保育士1人
- 1・2歳児 園児 6人：保育士1人
- 3歳児 園児 15人：保育教諭1人
- 4・5歳児 園児 25人：保育教諭1人



《認定こども園の役割》

幼保連携型認定こども園では、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき、0歳から5歳までのお子さまをお預かりし、心身の状況等に応じて教育・保育課程を定め、年齢別カリキュラムに沿った教育・保育を行います。

1. 生活の場として

家庭的なくつろいだ雰囲気の中で、一人一人の要求を満たしながら、安全に安心して生活できるよう見守り、人間形成の基礎作りをします。



2. 幼児教育の場として

子どもの発達段階にふさわしい多様な遊び・体験を通して自立と協同の態度を培い、「生きる力」の基礎を育みます。

小学校との連携をもった教育活動を行い、学童期への滑らかな接続を図ります。

3. 家庭・地域との連携

教育・保育活動を進めていくためには、園・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが大切です。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

*家庭との連携方法；園だより、クラスだより、連絡ノート、保育参観、個別懇談、家庭訪問、電話相談 その他

《教育・保育目標》

園では、次の目標を掲げ、職員一丸となって保育にあたります。

【教育・保育の理念】

子ども一人一人を大切に、生きる力の基礎を育み、地域の子育て支援の核として乳幼児保育の充実をめざす。

【教育・保育の目標】

[あかるく すなおに のびのびと

～自ら学び 考え チャレンジする三谷っ子の育成～]



○ねばり強くやり抜く子ども

○自分で考え行動できる子ども

○新しいことに挑戦する子ども

○やさしく思いやりのある子ども

○心豊かに表現する子ども

養父市子育てスローガン

『手をつなぎ 笑顔あふれる 育ち合い』

《開園日と開園時間》

1. 休園日

1号認定の子ども

- (1) 土曜日、日曜日、祝日
- (2) 春季休業日 3月25日から4月7日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで



2・3号認定の子ども

- (1) 日曜日、祝日
- (2) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

上記のほかに子どもの安全が確保できないと判断した場合は、臨時休園することもあります。

2. 開園時間 (7:30~19:00)

各認定区分における利用時間は、次のとおりです。

1号認定		8:00~14:00
2・3号認定	保育短時間	8:00~16:00
	保育標準時間	7:30~18:30

3. 共同保育

土曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）及びお盆等の利用児童が少ない日の保育については、近隣の施設と共同で保育を実施します。

実施日	土曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）及びお盆等の利用児童が少ない日
開園時間	7:30~19:00
対象施設	三谷こども園・広谷こども園・養父こども園（受入施設：原則 広谷こども園）

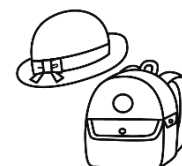
《準備物》

1. 服装

毎日、制服（スモック）と黄色の安全帽子で登園します。こども園は元気いっぱい活動するところです。動きやすく、着脱しやすく、汚れを気にせず遊べる服装が好ましいです。

なお、下記のものとはなるべく避けてくださるよう、ご理解をお願いします。

- *危険と思われるもの：袖や裾の長いもの、ヒモやフードのついたもの
- *集中できにくいもの：大きなキャラクターのついたもの
- *その他：スカート付きズボン、ワイドパンツ（トイレの際扱いにくい）



2. 持ち物

準備していただくものは別紙の通りです。4. 5歳児は、エプロンと三角巾もお願いします。

3. 名 前

お忙しいこととは思いますが、衣類や持ち物にはすべて名前かマークの記入をお願いします。
園には同じものがたくさんあります。また、子どもたちに物の大切さを知らせる為にも名前の記入は大切です。

《各種手続きと利用料》

1. 利用の変更及び終了等

利用中に認定区分や利用時間の変更、退園をされる場合など利用の仕方の変更を希望される場合は手続きが必要です。なお認定内容は、市から送付される「支給認定証」でご確認ください。

(1) 変更（教育・保育給付認定変更申請書）

- 保護者の変更 ○住所の変更 ○認定区分の変更（1号認定⇄2号認定）
- 保育必要量の変更（保育短時間⇄保育標準時間）
- 保育が必要な事由の変更（就労→妊娠出産など）
- その他（勤務先の変更・緊急連絡先の変更など）

(2) 退園（退園届）※入園承諾期間満了による場合もご提出ください。

(3) 転園

- 市内で転園する場合（教育・保育給付認定変更申請書）
- 他市町村の園に転園する場合（教育・保育給付認定申請書兼入園申込書）

2. 預かり保育・延長保育

各認定区分における利用時間以外の利用の場合は、預かり保育・延長保育となります。
希望される方は、別途申請が必要です。

預かり保育・延長保育の利用料は、次のとおりです。

	7:30	8:00	14:00	16:00	18:30	19:00
1号			通常の利用時間 ^{注1}	預かり保育 ^{注2} (500円)		
2・3号 (短時間)		延長保育 (無償)	通常の利用時間 ^{注1}		延長保育 (無償)	
2・3号 (標準時間)			通常の利用時間 ^{注1}		延長保育 (無償)	

注1) 教育時間は、9時30分から14時00分まで

注2) 土曜日や長期休業日に利用する場合の利用料

- ① 通常の利用時間（14:00まで）：800円（給食費込）
- ② 給食なしの半日（午前または、午後のみ）：500円
- ③ 午前中から通常の利用時間を超えて利用：1,300円（800円+500円）

3. 送迎バス

送迎バスを利用できるのは、入園し、満年齢が1歳6ヶ月以上のお子さんです。利用される方は申込書の提出をお願いします。利用料は無料です。

*午前6時の時点で、養父市に警報発令の場合、その日は運休となります。また、午前6時よりバス出発までに警報発令の場合でも状況により運休する場合がありますのでご了承ください。

乗り降りの際はお子さんと手をしっかりつなぎ、バスが停車・発車し離れるまではその場で待つようにし、安全第一で運行できますよう、ご協力をよろしくお願いします。

バス停にお迎えのない場合は、降車せずに園に戻ります。

道路状況や乗車人数により、運行時間がずれることもあります。お含みおきください。

4. その他、実費徴収

(1) 保護者会費（月額400円）

保護者会より集金されます。

(2) 絵本代（月額500円）

個人用月刊絵本を購入し、毎日の読み聞かせを大切にしながら保育を行います。絵本は月末に持ち帰ります。

(3) 災害共済掛金（年額170円）※保護者会費より徴収いたします

日本スポーツ振興センターの災害共済に加入するため、入園時に集金します。給付内容は、後段に記載があります。

(4) 副食費（養父市外在住のみ）

1号認定児：月額2,500円 2号認定児：月額3,200円

毎月指定日に指定口座より引き落としまたは、納付書を送付いたします。

滞納にならないよう、ご注意ください。1号認定児の8月分は徴収しません。

《病気やケガ、災害時、その他の対応》※「保健について」次ページ参照



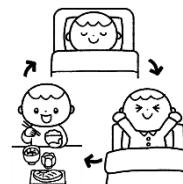
1. 体調がよくない時

毎朝、お子さんの体調をよく見ていただき、普段と様子が違うなと思われる時は、連絡ノートや登園時にお知らせください。お休みされる時は、9時までに連絡をお願いします。

登園時の視診・触診で異常を見つけた場合、保育中、発熱や体調がすぐれない場合・事故でケガをした場合は、連絡させていただきます。症状や事故の状況により園の判断で救急搬送を行う場合がありますのでご了承ください。

*「はやね はやおき あさごはん」：楽しく元気に過ごすための基本です。

家庭での生活リズムを整えておきましょう。



2. 投薬

薬を飲ませることは医療行為であり、原則、園では行えません。

やむをえず薬持参で登園する場合は、当日分のみお子さんの名前を書いて、「投薬依頼書」と共に袋に入れ職員に手渡してください。なお、薬は診察した医師が処方したものに限りです。

3. 伝染性の疾患

学校保健法により、伝染性の疾患にかかった時は、医師の許可が出るまでは登園できません。園では、大勢の子どもたちが集団生活をしているため、「うつさない」「もらわない」生活を心がけています。保護者の皆様のご協力、お願いいたします。

*出席停止：インフルエンザ、新型コロナウイルス、麻疹、耳下腺炎、風疹、水痘など→ 直ちに連絡を！

4. アレルギーについて

アレルギーのあるお子さんについては、園に申し出てください。

特に、食物アレルギーのあるお子さんについては、給食等における飲食物の提供において、アレルギー食物の完全除去（代替食の提供は行いません）の対応となり、別途手続きが必要となります。

5. 緊急時における対策

園での事件や事故、また気象警報が発表された場合など、緊急の事案が発生した場合には、下記の関係機関と連携をとり、安全かつ速やかに対応できるよう、日ごろから防犯訓練・避難訓練等に取り組んでいます。

なお、緊急時には必要に応じて保護者へ連絡し、お迎え等を依頼する場合があります。

機 関 名	電 話 番 号
兵庫警察養父警察センター	662-0110
南但消防本部養父消防署	662-0119
公立八鹿病院	662-5555
朝来健康福祉事務所	672-6869
養父市教育委員会こども学び課	664-1627

※情報配信システムへの登録をお願いいたします。（登録方法は、別紙参照）

6. 保険の加入状況

園での不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付は、園の管理下においてお子さんが災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行うものです。給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、下表のとおりです。

災害の種類	災 害 の 範 囲		給付金額（限度額）
負 傷	療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10
疾 病	療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの		
障がい	負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障がい		4,000 万円～88 万円
死 亡	上欄に起因する死亡		3,000 万円
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	3,000 万円
		運動などの行為と関連のない突然死	1,500 万円

※災害の状況により上記の給付金額が適用されない場合があります。

※乳幼児医療助成を受けた場合は、その限度額において給付が受けられません。

保健について(参考資料)

こどもは具合の悪さや症状を言葉で十分伝えることができません。全身の様子をよく観察し、気になることがある場合には無理せず、受診するなどしましょう。

はっきり判断できなくても「なんとなくいつもと違う」と気づくことが早期発見につながります。

こどもの症状を見るポイント

【顔・表情】

- ・ 顔色が悪い
- ・ ぼんやりしている
- ・ 目の動きに元気がない

【目】

- ・ 目やにがある
- ・ 目が赤い
- ・ まぶたが腫れぼったい
- ・ まぶしがる
- ・ なみだ目である

【鼻】

- ・ 鼻水、鼻づまりがある
- ・ くしゃみがある
- ・ 息づかいが荒い

【耳】

- ・ 耳だれがある
- ・ 痛がる
- ・ 耳をさわる

【口】

- ・ 唇の色が悪い
- ・ 唇、口の中に痛みがある
- ・ 舌が赤い
- ・ 荒れている

【胸】

- ・ 呼吸が苦しそう
- ・ 咳、喘鳴がある
- ・ 咳で吐く

【のど】

- ・ 痛がる
- ・ 赤くなっている
- ・ 声がかれている
- ・ 咳がでる

【皮膚】

- ・ 赤く腫れている
- ・ ポツポツと湿疹がある
- ・ カサカサがある
- ・ 水疱、化膿、出血がある
- ・ 虫刺されて赤く腫れている
- ・ 打撲のあざがある
- ・ 傷がある

【睡眠】

- ・ 泣いて目がさめる
- ・ 目ざめが悪く機嫌が悪い

【便】

- ・ 量、色、固さ、回数、におい、下痢、便秘等いつもと違う

【尿】

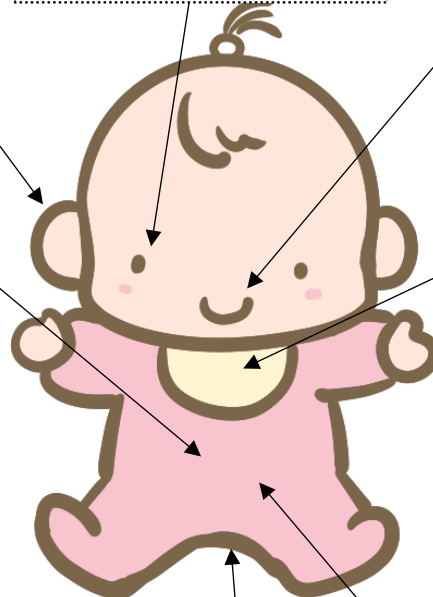
- ・ 回数、量、色、においがいつもと違う

【食欲】

- ・ 普段より食欲がない

【お腹】

- ・ 張っていてさわると痛がる
- ・ 股の付け根が腫れている



子どもの元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくめやすくなります

○ いつもと違うこんな時は 子どもからのサインです！

- ・ 親から離れず機嫌が悪い(ぐずる) ・睡眠中に泣いて目が覚める ・元気がなく顔色が悪い
- ・ きっかけがないのに吐いた ・便がゆるい ・いつもより食欲がない ・目やにがある・目が赤い

○ 今までなかった発しんに気がいたら・・・

- ・ 他のこどもとは別室へ移しましょう ・発しん以外の症状はないか？
- ・ 時間とともに増えていないか？ などの観察をしましょう
- ・ クラスやきょうだい、一緒に遊んだ友だちの中に疑われる感染症はでていないか確認をしましょう

《投薬について》

1 お子様の薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむをえない理由で保護者が来所できない時は、保護者とこども園側で話し合いの上、こども園の担当者が保護者に代わって与えます。

この場合は万全を期するため、『投薬依頼書』に必要事項を記載していただき、薬と一緒にこども園に手渡していただきます。

2 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。

3 保護者の個人的な判断で持参した薬は、こども園では対応できません。

4 座薬の使用は原則として行いません。やむをえず使用する場合は、医師からの具体的な『指示書』を添付してください。なお、使用にあたっては、その都度保護者に連絡をとりますのでご了承ください。

5 初めて使用する座薬については対応できません。

6 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というような症状を判断して与えなければならない場合、こども園ではその判断ができません。その都度保護者に連絡をとる事になりますのでご了承ください。

7 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医又は嘱託医の指示書に従うと共に、相互の連携が重要となります。

8 持参する薬について

① 処方した薬には必ず『投薬依頼書』を添付してください。

② 使用する薬は1回分ずつに分けて、当日分のみご用意ください。（最初にお渡ししたものをコピーしてお使いください。）

③ 薬の袋や容器には、必ずお子様の名前を明記してください。

以上のものを職員に必ず直接渡してください。

9 主治医の診察を受ける時は、お子様が現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していること、こども園では原則として薬の使用ができないことを、お伝えください。

10 お子様の発熱や体調に変化がある時には保護者に連絡をいたします。

《日本スポーツ振興センター加入について》

お子さんが園生活において、怪我などで医療機関に受診し、治療費+薬代が1,500円以上の場合、その診療費の一部が返ってくる制度です。養父市では入園児には全てこの保険に加入していただき、共済掛金は市と保護者で負担します。

本制度を利用される際は、園から請求に必要な用紙を受け取り、受診した医療機関等で証明を受けてください。

【注意】 福祉医療制度による助成は行われませんので、医療保険証のみを提示して受診をしてください。

《予防すべき感染症》

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

お子さまが罹患した場合は、「保育所における感染症ガイドライン【厚生労働省】」及び「学校保健安全法」に基づき、下記の登園停止の基準を参考に、かかりつけの医師の診断にしたがってください。なお、こども園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園するよう、ご配慮ください。

分類	対象疾病		登園停止期間の基準
第1種	※下記参照		治癒するまで
第2種	麻疹（はしか）		発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）		発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）		発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）		すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ、ムンプス）		耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核		医師により感染のおそれがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）		発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	流行性角結膜炎		結膜炎の症状が消失するまで
	腸管出血性大腸菌感染症		医師により感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	溶連菌感染症	抗菌薬の内服後 24～48 時間を経過するまで
		マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまで
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
		伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良くなるまで
		ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス感染症）	嘔吐や下痢の症状が治まり、普段の食事がとれるまで
		ウイルス性胃腸炎（ロタウイルス感染症）	嘔吐や下痢の症状が治まり、普段の食事がとれるまで
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
		RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
		带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
		突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良くなるまで

※ エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など

4. アレルギーについて

アレルギーのあるお子さんについては、園に申し出てください。

特に、食物アレルギーのあるお子さんについては、給食等における飲食物の提供において、アレルギー食物の完全除去（代替食の提供は行いません）の対応となり、別途手続きが必要となります。

5. 緊急時における対策

園での事件や事故、また気象警報が発表された場合など、緊急の事案が発生した場合には、下記の関係機関と連携をとり、安全かつ速やかに対応できるよう、日ごろから防犯訓練・避難訓練等に取り組んでいます。

なお、緊急時には必要に応じて保護者へ連絡し、お迎え等を依頼する場合があります。

機 関 名	電 話 番 号
兵庫警察養父警察センター	662-0110
南但消防本部養父消防署	662-0119
公立八鹿病院	662-5555
朝来健康福祉事務所	672-6869
養父市教育委員会こども学び課	664-1627

※情報配信システムへの登録をお願いいたします。（登録方法は、別紙参照）

6. 保険の加入状況

園での不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付は、園の管理下においてお子さんが災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行うものです。給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、下表のとおりです。

災害の種類	災 害 の 範 囲		給付金額（限度額）
負 傷	療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10
疾 病	療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの		
障がい	負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障がい		4,000 万円～88 万円
死 亡	上欄に起因する死亡		3,000 万円
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	3,000 万円
		運動などの行為と関連のない突然死	1,500 万円

※災害の状況により上記の給付金額が適用されない場合があります。

※乳幼児医療助成を受けた場合は、その限度額において給付が受けられません。

7. 要望・相談等の受付

要望・相談等を受け付けた場合には、その内容を記録したうえで、適切に対応し、改善を図るよう努めます。なお、園に対する要望・相談の体制は下記のとおりです。

(1) 窓口及び担当職員 園長・主幹保育教諭もしくは、「こども学び課（Tel：664-1627）」

(2) 方 法 電話もしくは、直接お声掛けいただくか、
園に設置の意見箱にご投函ください。

8. 虐待防止のための措置

教育・保育の提供中に、職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所（県）・こども育成課（市）等適切な機関に通告します。

9. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

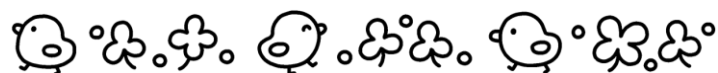
教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

10. 令和8年度入園式 4月8日（水）



《日課表》

乳児クラス	時 刻	幼 児 ク ラ ス	
		3・4歳児	5歳児
保育開始 登園・視診・触診・検温 持ち物の始末・連絡確認 遊び 【一人遊びを存分に】 水分補給 【牛乳】  散歩 【見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触れる～五感を働かせて】 食事 午睡 【よく遊び・よく食べ・よく眠る～このリズムが成長には大切】  順次目覚め おやつ 【牛乳（ミルク）と手作りおやつ】 身支度 ★3号短時間児 降園	7:30 1便バス着 8:00 2便バス着 9:30 （教育時間） 11:00 11:30 12:00 14:00 15:00 1便バス出発 2便バス出発 16:00 18:30 19:00	保育開始 登園・視診 持ち物の始末・連絡確認 室内遊び 【好きな遊び～ままごとや積み木など】 絵本タイム  【保育教諭による読み聞かせ】 運動遊び・毎日体操・わらべうた遊び 【リズムや律動など～年齢にそって】 散歩・戸外遊び 【四季折々の自然の中で～全身を使って】 食事 【バランスのとれたおいしい食事、よく噛んで楽しく～食育指導】 歯磨き 午睡 ★1号認定児 降園 順次目覚め おやつ 【牛乳（ミルク）と手作りおやつ】 絵本タイム ★2号短時間児 降園	登園・視診 持ち物の始末・連絡確認 室内遊び 【集中して、友だちと一緒に】 朝の会（当番活動） 【絵本、今日の予定など】 課業 【5領域を視野に入れて～自然観察、制作活動、体力づくりなど】  食事（当番活動） 【食事マナーの確立】 歯磨き 休息 掃除 おわりの会 【絵本、今日の反省、明日への期待】 ★1号認定児 降園 おやつ 【牛乳（ミルク）と手作りおやつ】 室内・戸外遊び ★2号短時間児 降園
3号標準時間児 保育 【乳児クラス異年齢保育】 延長保育 延長保育終了		2号標準時間児 保育 【幼児クラス異年齢保育～くつろいだ雰囲気の中で】 延長保育 延長保育終了	



《行 事》

保護者の参加をお願いする行事

- ◇入園式（新入園児）
- ◇進級式（5歳児）
- ◇保育参観
- ◇保護者会総会（保護者会）
- ◇清掃活動（保護者会）
- ◇個別懇談
- ◇夏まつり
- ◇ふれあい運動会
- ◇キッズキッチン（5歳児）
- ◇オープン保育参観
- ◇えがおのつどい（発表会）
- ◇入園説明会（新入児）
- ◇進級説明会（4歳児）
- ◇歯の健康教室（5歳児）
- ◇卒園式（5歳児）



園児と職員とで行う行事

【毎月行う行事】

- ◇お楽しみ会（誕生日会）
- ◇身体測定
- ◇災害時避難訓練

【年間に行う行事】

- ◇内科・歯科検診
- ◇尿検査
- ◇交通安全教室
- ◇七夕まつり
- ◇プールあそび
- ◇お月見会
- ◇秋の遠足
- ◇焼き芋大会
- ◇クリスマス会
- ◇豆まき
- ◇ひなまつり
- ◇おもいで遠足
- ◇ありがとうの会

子どもたちにとって家族とのふれあう時間はとても大切です。ゆっくりかかわり、一緒に遊んだり、家族の一員としてお手伝いをしたりする経験も大切です。

特に乳児期は人として大切な「親子の愛着関係・信頼関係」を築き、深める大切な時期です。また、親子の絆を育む重要な時期です。大切な子どもたちとの時間を持ちましょう。

わかりにくいことがありましたら
お気軽にお問い合わせください

三谷こども園 ☎666-0403



MEMO